



平成 26 年 4 月 24 日

【照会先】

栃木労働局総務部企画室

企画室長 堀澤 俊孝

企画室長補佐 野城 一宏

(電話) 028-634-9112

(FAX) 028-639-7107

報道関係者 各位

## 平成 26 年度栃木労働局行政運営方針の策定について

栃木労働局（局長 堀江雅和）は、県民のニーズと期待に応え地域に密着した労働行政を計画的かつ効果的に展開するため、「平成 26 年度栃木労働局行政運営方針」を策定しました。

県内の雇用・労働環境は改善してきましたが、消費増税後の動向や円安による原材料等の上昇など経営を圧迫する不安要素もあり、総合労働行政機関である栃木労働局には、県内の雇用・労働におけるセーフティネット機能の発揮が強く求められています。

また、少子高齢化による人口減少社会において、国民が将来に希望を持って安心して働けるような我が国社会の活力を維持・発展させていくための労働行政の展開が必要となっています。

このため、栃木労働局は、地方自治体、関係機関・団体との緊密な連携の下、労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政の専門性を発揮しつつ一体となって総合労働行政機関として効果的な行政運営を推進してまいります。

## 栃木労働局労働行政運営方針のポイント

### ●平成 26 年度栃木労働局行政運営基本方針

#### ◎「全員参加の社会」の実現に向けた雇用改革・人材力の強化

- (1) 全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、失業なき労働移動の実現、多様な働き方の実現、女性・若者・高齢者等の活躍推進、就職困難者に対する就労支援など重層的なセーフティネットの構築を図る。
- (2) 男女均等な取扱いの確保徹底、ポジティブ・アクションの取組推進、仕事と子育てなどを両立できる環境整備及びパートタイム労働者の働き・貢献に応じた均等・均衡待遇の確保を図る。

#### ◎ 安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備

長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止、労働災害防止対策及び化学物質による健康障害防止対策、法定労働条件の履行確保、などに重点的に取り組むとともに、被災労働者等に対する労災補償を迅速・適正に処理する。

### ●平成 26 年度栃木労働局の重点施策

#### ◎ 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災から 3 年が経過し、本県では避難勧告も解除され、全体としてはおおむね震災前の状態に戻っている。

一方で震災復興需要による労働力不足や、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染地域における除染作業の継続等も見られる。

こうした中、ニーズを的確に捉え、必要な支援を行えるよう、きめ細かい対応を図る。

#### ◎ 総合労働行政機関としての重点施策

##### (1) 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施

局署所の連携の下、企業倒産、雇用調整等に係る情報収集を積極的に行い、不適切な解雇や雇止め予防のための啓発指導等を実施するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、賃金不払、解雇手続、解雇についての問題や失業等給付、再就職支援などの一連の手続等について総合的かつ機動的な対応を図る。特に、大規模な倒産、雇用調整事案については、局に雇用対策本部を立ち上げて対応の強化を図る。

また、これらの労働者から寄せられる相談について、各総合労働相談コーナーにおいて適切に対応できるようにするため、総務部企画室に対しても情報提供を行う。

## (2) 各分野の連携した対策の推進

- ア 男女雇用機会均等対策の推進
- イ 育児・介護休業法の周知徹底
- ウ 次世代育成支援対策の推進
- エ パートタイム労働対策の推進
- オ 有期契約労働者や派遣労働者に関する新たなルールなどの周知・指導
- カ 派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進
- キ 外国人労働者対策の推進
- ク 障害者の労働条件確保・雇用対策の推進
- ケ ニート等の若者の職業的自立支援

## ◎ 労働基準行政の重点施策

労働基準行政としては、法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、労働条件の向上・労働環境の改善に向けた労使の取組を効果的に促すための施策を強化する。

そして、「安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備」のため、以下3点を労働基準行政の重点施策として平成26年度の労働基準行政を展開する。

- 労働条件の確保・改善
- 労働者の安全と健康の確保
- 被災労働者等に対する迅速・適正な労災補償給付

- (1) 労働条件の確保・改善対策
- (2) 最低賃金制度の適切な運営
- (3) 適正な労働条件の整備
- (4) 労働者の安全と健康確保対策の推進
- (5) 労災補償対策の推進
- (6) 家内労働対策の推進

## ◎ 職業安定行政の重点施策

「全員参加の社会」の実現に向け、多くの人が働きがいのある人間らしい仕事ができるよう、若者の安定雇用の確保、女性の活躍促進、高齢者、障害者の就労促進、成長分野などでの雇用創出、人材育成の推進、就職困難者などすべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築、非正規雇用労働者のキャリアアップ支援などの雇用対策を推進していく。

さらに、雇用施策を効果的に実施していくためには、地方自治体と緊密な連

携や、民間人材ビジネスの更なる活用を図ることも重要である。

- (1) 若年者雇用対策の推進
- (2) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- (3) 地方自治体との連携による就職支援
- (4) 重層的なセーフティネットの構築
- (5) 安心して働ける雇用環境の整備
- (6) 雇用保険制度の安定的運営
- (7) 民間を活用した就職支援等
- (8) 非正規雇用対策の推進
- (9) 介護・医療・保育職種の人材確保に向けた支援の強化
- (10) 子育てを行っている女性等に対する雇用対策の推進
- (11) 障害者雇用対策の推進
- (12) 高年齢者の就労促進等を通じた生涯現役社会の実現
- (13) 外国人雇用対策の推進
- (14) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
- (15) 地域雇用対策の推進
- (16) 職業能力開発の推進
- (17) ハローワークで提供するサービスの積極的な外部発信と利用者へのサービス向上

#### ◎ 雇用均等行政の重点施策

男女雇用機会均等法等について、関係法令の改正内容も含め周知徹底を図るとともに、男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進の性差別禁止に係る指導、企業規模や雇用形態に関わらない育児・介護休業法の履行確保、パートタイム労働法に基づく均衡待遇に係る指導に重点を置く。また、妊娠・出産、産休・育休の取得等を理由とする不利益取扱いについては、紛争解決援助や法違反への指導を行う。

さらに、引き続き個別企業を訪問し、**ポジティブ・アクション**や**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**の取組の推進、女性の活躍状況等の情報開示について積極的な働きかけを行う。

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
- (2) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- (3) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

◎ **労働保険適用徴収業務の重点施策**

労働保険制度が、労働者のセーフティネットとしての的確な役割を果たして行くため、労働保険料の適正徴収及び労働保険未手続事業所に対する適用促進の取組を推進する。

- (1) 労働保険料等の適正徴収等
- (2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

◎ **個別労働関係紛争の解決の促進**

相談、助言・指導及びあっせんの適切かつ積極的な実施